

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎総合管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎総合管理業務委託 一式

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 令和8年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、入札参加希望種目（第1～3希望）に「(R1：清掃業 R3：設備運転関係)」を双方登録されている者
- (2) 奈良市内に本店又は、支店・営業所を有すること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。暴力団等と社会的に不適切な交友関係を継続的に有していないこと。
- (8) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2に規定する建築物環境衛生総合管理業（清掃

業、空気環境測定業の個別登録でも可)、飲料水貯水槽清掃業及びねずみ昆虫等防除業について、奈良県知事登録を受けていること。

(9) 清掃業務等(日常及び定期)について、次のア～オに掲げる各業務を、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請として下記③の履行実績を複数件有していること。

- ア 清掃業務(日常及び定期)
- イ 空気環境測定業務
- ウ ねずみ昆虫等防除業務
- エ 貯水槽清掃業務
- オ 建築物環境衛生管理技術者選任業務

① 対象期間

直近5年間(令和3年4月1日以降の期間)

② 対象施設

奈良県内に所在するビル管理法に規定する特定建築物

③ 実績

上記清掃業務等を、建築物の所有者(管理者)と奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方としての実績を有していること。

すべての業務に対し複数件の実績を必要とします。

- A. 上記ア及びオは、12ヶ月以上の実績を1案件とみなします。
- B. 上記イ～エは、12ヶ月以上の契約期間に満たない場合も各業務の法的根拠に基づく年間回数の履行が確認出来る場合は実績とみなします。
- C. 複数件の実績のうち一つは、上記ア～エの業務を延床面積15,000㎡以上の同一施設で同一時期にて履行していること。
- D. 複数件の実績のうち一つは、上記ア～オの全ての業務を同一施設で同一時期にて履行していること。
- E. 上記C. 以外の実績は、異なる施設の実績が必要です。

(10) 常駐設備運転保守業務(日常及び定期)について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請として下記③の履行実績を複数件有していること。

① 対象期間

直近5年間(令和3年4月1日以降の期間)

② 対象施設

奈良県内に所在するビル管理法に規定する特定建築物

③ 実績

上記常駐設備運転保守業務を、建築物の所有者(管理者)と奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方としての実績を有していること。複数件の実績を必要とします。

- A. 12ヶ月以上の実績を1案件とみなします。

B. 複数件の実績のうち一つは、延床面積7,000㎡以上の施設にて履行していること。

C. 複数件の実績のうち一つは、上記9. 清掃業務等のア～エの業務と、同一時期に同一施設にて履行していること。

D. 上記B. 以外の実績は、異なる施設の実績が必要です。

※上記(9)(10)を同時に満たす実績が有る場合は、(9)(10)のそれぞれの実績とみなします。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 仕様書等の配布

ア 日時

令和8年4月20日(月)から令和8年5月15日(金)の(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 場所

奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係分室(東棟1階)

4. 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 令和8年4月27日(月)午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係分室(東棟1階)

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月1日(金)午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、令和8年5月1日(金)午前9時から午後5時まで奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係分室(東棟1階)において閲覧に供します。

5. 入開札の場所及び日時

令和8年5月22日(金)午後2時00分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市本庁舎 入札室(中央棟3階)

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7. 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式第2号）

イ 市町村税を滞納していないことを証明できる3ヶ月以内の納税証明書の写し

ウ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号。

以下「ビル管理法」という。）第12条の2に規定する建築物環境衛生総合管理業

（清掃業、空気環境測定業の個別登録でも可）、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫

等防除業の奈良県知事登録を受けていることを確認できる登録証明書の写し

エ 契約実績を確認できる書類（様式第3号）及び契約書等の写し（清掃・設備共）

オ 会社概要（パンフレット等会社概要が記載されているもの、HP等の印刷）

(2) 入札参加申請方法

令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）の（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（12時～13時を除く。）に、奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係分室（東棟1階）に（1）の書類を各1部持参してください。

8. 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定通知

令和8年5月18日（月）午後5時までに入札参加申請者に通知します。

(2) 入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

9. 入札に関する事項

(1) 入札の方法は持参入札とします。（様式第4号）入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、奈良市長宛とし、①物件名 ②入札日 ③業者名（代理人名）を記載してください。

(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。

(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。

(4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行後においても落札決定を保留し、

入札を取り消す場合があります。

- (5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者とします。落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行います。
- (7) 再度入札は2回まで実施します。
- (8) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。
- (9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (10) 入札書に記入する金額は36ヶ月分の見積額を36で除した1ヶ月分（税抜き）の金額を記載して下さい。
- (11) 入札の無効
 - ア 入札参加資格のない者の入札
 - イ 委任状の提出がない代理人による入札
 - ウ 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
 - エ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
 - オ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - カ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - キ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
 - ク 虚偽の申請を行った者の入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とします。

11. その他

- (1) 落札者は、契約実績を履行した事を証明できる書類を契約までに提出するものとする。
- (2) 契約が締結されない場合は、再度入札を実施する。
- (3) その他の詳細は、入札者心得による。
- (4) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(5) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

12. 入札に関する問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係分室（東棟1階）

電話：0742-34-4999